

岩手県告示第364号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
薬王堂矢巾店	紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割445番地	平成27年1月31日
松尾診療所	八幡平市野駄第18地割29番地2	平成27年2月28日
なかじま歯科クリニック	奥州市水沢区字高網25番地	〃